

横浜市東部斎場のインフラシェアリングによる携帯電話電波改善対策業務委託（質問及び回答）

No	質問項目等	質問内容	回答
1	提出書類 公募型指名競争入札参加意向申出書	契約番号欄は空欄でよろしいでしょうか。	空欄にしてください。
2	提出書類 屋内インフラシェアリングの実績が確認できるもの	導入実績のある物件の名称や画像の例を1枚にまとめるイメージでよろしいでしょうか。それとも、契約書のコピーなどをイメージされておりますでしょうか。	導入実績のある物件の名称や規模がわかる資料を作成してください。契約書のコピーは求めません。
3	仕様書 (1) 共通事項 ア	受託者の決定後に受託者が携帯電話事業者と協議する過程で、一部または全部の携帯電話事業者が対策することを拒否した場合にはどのように取り進める想定でしょうか。（例）一部の携帯電話事業者であれば当該事業者分の負担金を差し引く形で進める、等）	本委託は、仕様書に記載の携帯電話事業者の全てが電波改善対策を行うことを想定しています。ただし、携帯電話事業者からの申し出により対策が困難となる場合は、委託契約約款第15条に基づき委託者と受託者が協議することになります。
4	仕様書 (1) 共通事項 オ	もし携帯電話事業者が複数の周波数帯を対策する場合、すべての周波数帯で定められた基準（RSRP/RSRQ）を満たさなければならないのでしょうか。	この委託は、各携帯電話事業者の携帯電話で通話することを目的としているため、複数の周波数帯のすべてで基準を満たす必要は無いと考えています。
5	仕様書 (2) 通信設備設置業務ウ及びエ	電波測定の位置は別途協議となっておりますが、電波測定時に利用する端末について指定はございますでしょうか。	指定はありません。
6	仕様書 (3) 保守点検業務 カ	利用者からのクレームが生じた際、想定しうる対応としては電波測定による正常性確認が考えられますが、電波測定をした結果が仕様書（1）オに定められた基準を満たす場合には、それ以上の対応は求められない認識でよろしいでしょうか。	その通りです。
7	仕様書 4項9冒頭	保守点検業務について、携帯事業者側起因により電波不良が発生した場合においても受託者が一切の保守責任を負うのでしょうか。設備の資産区分で責任分界点を定め、保守責任を負うとすることで問題ないでしょうか。	携帯電話事業者と委託者は契約関係にないため、携帯電話事業者の起因による電波不良については、受託者による対応をお願いすることになります。受託者と携帯電話事業者の間で責任分界点を定めて保守責任を負うことは問題ありません。
8	仕様書 5項（2）ウおよび 6項（3）イ	指定期日までに問題なく電波発射できるよう最大限努めますが、総務省への行政手続きおよび携帯事業者側の伝送路構築等の外部事情により期日までの電波発射が遅延する可能性がありますことご理解いただけますと幸いです。	外部事情により電波発射が遅延する可能性があった場合は、協議します。
9	仕様書 6項（3）オ	文末記載の「受託者の責任により一切の対応を行うこと」について損害賠償責任は含まれない認識でよろしいでしょうか。	損害賠償責任に関しては、委託契約約款第44条等により判断します。
10	仕様書 6項（3）カ	電波環境の悪化とは携帯電話電波に限定し指し示す認識でよろしいでしょうか。	その通りです。
11	仕様書 6項（3）ケ	物件の年次点検とは委託者側で実施する計画停電等との認識でよろしいでしょうか。	その通りです。
12	仕様書 7項（4）	携帯事業者の設備設置に要する費用は携帯事業者側の事情により入札時から変動する可能性があります。委託者との協議により変更が認められる認識でよろしいでしょうか。	仕様書の9業務委託内容（4）費用 イ に記載されている通りです。変更が認められないこともあります。
13	その他	本契約において業務委託ではなく、受託者による自主工事とすることは可能でしょうか。	本事業は業務委託契約として実施します。
14	その他	4月2日入札日は金額提示以外に事業内容の説明や提案の時間は設けられる予定でしょうか。	入札当日は、金額を記載した入札書を提出するだけです。発注担当課からの事業説明や、入札参加者からの提案を求めることはありません。
15	その他	落札金額の公表について、内訳書記載金額の開示は控えていただきたいのですが総額のみ公表になりますでしょうか。	入札金額、落札金額の総額を公表します。
16	その他	本質問書提出後、入札までに追加質問の受付はありますでしょうか。	ありません。